

電子計算機結合の制限

行政機関法 (H17.4月施行)	規定無
神戸市 (H10.4月施行)	<p>< 現行条例 > (電子計算機の結合の制限)</p> <p>第12条 実施機関は、実施機関が保有する個人情報の電子計算機処理をするに当たって、実施機関以外のものとの間において電気通信による電子計算機の結合をしてはならない。この場合においては、第7条第3項ただし書の規定を準用する。</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第7条 3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に規定があるとき、又は実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p>
札幌市 (H8.4月施行)	<p>< 現行条例 > (電子計算機の結合の制限)</p> <p>第10条 実施機関は、個人情報の電子計算機処理を行うに当たっては、実施機関以外のものとの間において通信回線による電子計算機の結合(以下「電子計算機結合」という。)を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等に定めがあるとき。</p> <p>(2) 実施機関が札幌市個人情報保護審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 第8条第2項の規定は、前項ただし書の規定により電子計算機結合をする場合について準用する。</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第8条</p> <p>2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。</p>
仙台市 (H9.10月施行)	<p>< 現行条例 > (電子計算機の結合の制限)</p> <p>第十条 実施機関は、個人情報の電子計算機処理を行うに当たっては、本市以外のものとの間において通信回線による電子計算機の結合を行ってはならない。ただし、法令等に定めがあるとき、又は実施機関が仙台市個人情報保護審議会の意見を聴いて当該電子計算機の結合を行うことに公益上必要があると認めるときは、この限りでない。</p>
千葉市 (H8.4月施行)	<p>< 現行条例 > (電子計算機処理の制限)</p> <p>第10条 実施機関は、第7条第3項規定する個人情報の電子計算機処理を行ってはならない。ただし、審議会の意見を聴いたうえで、事務の性質上やむを得ないと実施機関が認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 実施機関は、実施機関以外のものとの間において、個人情報を提供するため、通信回線による電子計算機の結合(実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。以下同じ。)を行ってはならない。ただし、審議会の意見を聴いたうえで、公益上の必要があり、かつ、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると実施機関が認めるときは、この限りでない。</p>
さいたま市 (H13.5月施行)	<p>< 現行条例 > (電子計算機の結合の制限)</p> <p>第8条 実施機関は、個人情報の電子計算機処理を行うに当たっては、市以外の者との間において通信回線による電子計算機の結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等に定めがあるとき。</p> <p>(2) 実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。</p>

<p>横浜市 (H12.7 月施行)</p>	<p>< 現行条例 > (電子計算機の結合の制限) 第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務に係る電子計算機処理を行う場合において、実施機関以外のものと通信回線その他の方法により電子計算機の結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。 2 実施機関は、前項第2号に掲げる事由により実施機関以外のものと電子計算機の結合を行おうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。</p>
<p>川崎市 (S61.1 月施行)</p>	<p>< 現行条例 > (個人情報ファイルの作成等) 第12条 2 実施機関は、届出業務に係る個人情報を処理するに当たって、個人情報ファイルを実施機関以外の個人情報ファイルと結合しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。</p>
<p>名古屋市 (H8.10 月施行) 改正 条例 H15.8 月施行</p>	<p>< 改正済み条例 > (電子計算機の結合の禁止) 第11条 実施機関は、個人情報の電子計算機処理について、国、他の地方公共団体その他実施機関以外のものとの間で通信回線により電子計算機の結合を行ってはならない。ただし、実施機関が名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上特に必要があり、かつ、次の各号に掲げる対策その他の個人情報の保護対策が講じられていると認めるときは、この限りでない。 (1) 不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第3条第2項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための保護対策 (2) 緊急時における結合の停止等の保護対策 < 旧条例 > (電子計算機の結合の禁止) 第11条 実施機関は、個人情報の電子計算機処理について、国、他の地方公共団体その他実施機関以外のものとの間で通信回線により電子計算機の結合を行ってはならない。ただし、実施機関が名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認められた場合は、この限りでない。</p>
<p>京都市 (H6.4月 施行)</p>	<p>< 現行条例 > (電子計算機の結合の制限) 第12条 実施機関は、当該実施機関以外のものとの間において、個人情報を提供し、又は個人情報の提供を受けるため、通信回線その他の方法により電子計算機を結合してはならない。ただし、実施機関が、審議会の意見を聴いたうえで、公益上必要があり、かつ、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると認めるときは、この限りでない。</p>
<p>大阪市 (H7.10 月施行)</p>	<p>< 現行条例 > (電子計算機の結合の制限) 第11条 実施機関は、個人情報の電子計算機処理を行うときは、本市以外のものと通信回線により電子計算機の結合を行ってはならない。ただし、実施機関が公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。 2 第8条第1項の規定は、前項ただし書の規定により電子計算機の結合を行おうとする場合について準用する。 (電子計算機処理の制限) 第8条 実施機関は、新たに個人情報の電子計算機処理を行おうとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。</p>
<p>広島市 (H8.10 月施行) 改正 条例 16.4月 施行</p>	<p>< 改正済み条例 > (利用及び提供の制限) 第8条 4 実施機関は、事務の執行上必要かつ適切であると認められる場合において、通信回線による電子計算機の結合により保有個人情報を実施機関以外のものに提供しようとするときは、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。</p>

	<p>< 旧条例 ></p> <p>4 実施機関は、事務の執行上必要かつ適切であると認められる場合において、通信回線による電子計算機の結合により個人情報を実施機関以外のものに提供しようとするときは、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>北九州市 (H4.10 月施行)</p>	<p>< 現行条例 > (外部提供の制限)</p> <p>第12条</p> <p>2 実施機関は、事務の執行上必要かつ適切と認められ、及び個人情報について必要な保護措置が講じられている場合を除き、通信回線による電子計算組織の結合による外部提供をしてはならない。</p>
<p>福岡市 (H3.9月 施行)</p>	<p>< 現行条例 > (電子計算組織の結合による提供)</p> <p>第8条 実施機関は、福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いたうえで、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、本市の機関以外のものとの間において通信回線による電子計算組織の結合を行ってはならない。</p>

